二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

3　外食産業室に、室長を置く。

4　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

5　食品企業行動室に、室長を置く。

6　基準認証室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

二　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

7　基準認証室に、室長を置く。

8　産学官連携促進専門官は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第二条第三項に規定する高度化基盤整備及び大学が民間事業者等と共同して行う食品の品質管理の高度化を担う人材の育成に係るこれらの者の間の連携に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　規格専門官は、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四款　農産局

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官及び国際専門官、国際専門官及び監査官）

第三十一条　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官二人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

2　生産推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農産物の生産に関する政策のうち総合的に推進すべき事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　（略）

3　（略）

4　国際室は、農産局の所掌事務に係る国際関係事務の総括に関する事務をつかさどる。

5　（略）

6　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の経理に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに同特別会計の食糧管理勘定に属する物品の管理に関すること。

7　会計室に、室長を置く。

8　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　指導官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての指導に関する事務を行う。

10　生産専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11　（略）

第四款　生産局

（生産推進室及び国際室並びに企画官、生産専門官、総務・会計専門官及び国際専門官）

第三十二条　総務課に、生産推進室及び国際室並びに企画官四人、生産専門官二人、総務・会計専門官一人及び国際専門官四人を置く。

2　生産推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物の生産に関する政策のうち総合的に推進すべき事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　（略）

3　（略）

4　国際室は、生産局の所掌事務に係る国際関係事務の総括に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（新設）

6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）

7　生産専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　（略）